CC1-5102-2(10)

酒 類 等 製 造 業 相 続 の 申 告 書（Ｊ） チ ェ ッ ク 表

《添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
戸籍謄本、戸籍抄本、不動産登記規則の規定により交付を受けた法定相続情報一覧図の写しのいずれか（複写したものを含む）	被相続人及び他の相続人との続柄が明らかになるものを添付しているか		
酒類製造免許の免許要件誓約書（酒税法10条の規定に該当しない旨）	法第10条《免許の要件》の第１号から第３号まで、及び第６号から第８号までの規定に該当しない旨が誓約されているか		
他の相続人の意思表示等	次の事項が記載された書類を添付しているか (1)　相続人中に酒類又は酒母等の製造業を相続しない者がある場合には、その者が次の事項につき意思表示した書類（「酒類・酒母・もろみ製造業の相続放棄書（CC1-5131-1）」 ①　酒類又は酒母等の製造を相続しないこと。 ②　申告する相続人が引き続いて酒類、酒母等の製造業を営むことに異議がないこと。 ③　印鑑証明書又は運転免許証その他法律等の規定に基づき交付された書類であって本人であることを確認できるものの写し (2)　包括遺贈のときは、その包括受遺を証明する書類の写し等	注１	
その他参考となるべき書類		注２	

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。）を記載する。

（注）１　公正証書又は公証人が証明した書類で、酒類等製造業の相続内容が確認できる場合には、その書類の写しに代えることができる。

２　本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。